

○ 水産業体质強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧
対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の内容等)</p> <p>第3 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる1（1の（2）のアの（才）を除く。）の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、1の（2）のアの（才）及び2の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適當と認める団体とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1 漁業構造改革総合対策事業</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）漁業構造改革推進事業</p> <p>ア もうかる漁業創設支援事業</p> <p>（ア）事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、公募により漁船等を選定し、認定改革計画に基づき次に掲げる実証事業を実施する際、この実証事業に必要な用船料等について、助成金を交付することができる。</p> <p>①・②（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>③（略）</p> <p>（イ）～（オ）（略）</p>	<p>(事業の内容等)</p> <p>第3 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる1（1の（2）のアの（才）を除く。）の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、1の（2）のアの（才）及び2の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適當と認める団体とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1 漁業構造改革総合対策事業</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）漁業構造改革推進事業</p> <p>ア もうかる漁業創設支援事業</p> <p>（ア）事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、公募により漁船等を選定し、認定改革計画に基づき次に掲げる実証事業を実施する際、この実証事業に必要な用船料等について、助成金を交付することができる。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業</u></p> <p>④（略）</p> <p>（イ）～（オ）（略）</p>

イ (略)
2・3 (略)

イ (略)
2・3 (略)

附 則（令和7年12月16日付け7水推第1435号）

この要綱は、令和7年12月16日から施行する。